

自動車使用合理化推進事業の概要

1. 事業内容

- ・計画の認定を申請できる事業者は、自動車NOx・PM法の対策地域を運行する車両を使用する事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、その他の事業者（自家用、営業用は問わない。））
- ・事業者は、事業に係るCO₂等の排出量の削減のための自動車使用合理化推進計画を作成し、環境省に提出。
- ・環境省は、審査の結果、提出された自動車使用合理化推進計画の内容が自動車使用合理化推進事業としてCO₂等の排出量を削減するものと認められた場合に認定。
- ・認定を受けた事業者が認定を受けた計画に基づき、自動車の使用を合理化する場合において、燃費基準達成かつ排出ガスに係る最新規制適合のトラック・バスの一定台数の導入に際し、環境省は当該車両購入費の一部を補助。

自動車NOx・PM法の対策地域の運行の実績（補助金申請予定台数分）を添付

2. 認定内容

自動車NOx・PM法の対策地域を運行する車両を使用する事業者は、以下を主な内容とする自動車使用合理化推進計画を提出。審査の結果、計画の内容がCO₂等の排出量を削減するものとしてふさわしいと認められた場合に認定。

- ・CO₂の削減目標
- ・新長期規制適合かつ燃費基準達成のトラック・バスへの代替計画
- ・対策地域内を走行する際の自動車NOx・PM法の車種規制適合車の優先配車
- ・エコドライブの実施、積載効率向上の取組 等

事業者ごとの認定台数は、3.(3)を勘案して決定する（認定総数に応じて、予算の範囲で確定。確定した台数は認定した事業者に通知）

3. 補助内容

(1) 補助事業者

- ・自動車使用合理化推進計画について環境省の認定を受けた事業者
- ・自動車使用合理化推進計画について環境省の認定を受けた事業者が利用するリース事業者

(2) 補助対象車両

自動車NOx・PM法の対策地域を運行する予定である重量車燃費基準達成かつ排出ガスに係る最新規制適合のトラック・バス（交付決定の通知を受けた後、平成20年2月15日までの間に新車新規登録をしようとするもの。）

トラック 最大積載量4t以上（架装前の諸元をいう）

バス 車両の長さ7m以上

(3) 申請台数の範囲

本事業として補助金を利用する台数については以下の条件を満たすことが必要。(事業者として補助金の有無に関わらず導入する台数ではないことに注意。)

申請台数の下限

トラック 単年度3台以上(補助事業者単位)

バス 単年度2台以上(補助事業者単位)

(注)事業者が上記の条件を満たしていない場合でも、2.の認定を受け、かつ、リースを活用し、さらに、そのリース事業者が補助事業者として上記の台数の要件を満たしている場合、間接的に、この補助制度を活用できる。

申請台数の上限

補助事業者単位で単年度30台以下(ただし、リース事業者にあっては200台以下かつ当該リース事業者のリースを利用する事業者として30台以下。)

(認定総数に応じて、予算の範囲で確定。すなわち、例えば30台の補助金を利用する前提として計画を提出しても、20台しか認められない可能性があることに注意。確定上限台数は認定した事業者に通知)

(4) 車両購入費の一部補助

通常車両価格との差額の1/2以内(認定総数に応じて、予算の範囲で確定。すなわち、認定総数によっては必ずしも1/2が確保されるわけではないことに注意。確定した補助率は認定した事業者に通知)

補助事業者は、環境省への実績報告を行うまでに補助事業に係る全ての支払いを完了しなければならない(登録のみでは実績報告できないことに注意)

4. 認定の募集から補助までの流れ

応募から認定までの流れと補助金の申請に関するスケジュールは概ね以下のとおり。

(認定申請書、交付申請書等の内容に係る審査期間によって前後することがある)

自動車使用合理化推進計画の作成、提出。(7月中旬～8月中旬)

提出状況により、期間途中で受付を締め切ることがある

環境省による認定(8月下旬～9月上旬)

認定事業者による補助金の申請(9月上旬～9月下旬)

補助金交付決定(申請後1～2か月)

以上について、詳細な手続き、要件等については、認定要領、補助要綱等において確認ください。